

## 地方独立行政法人加古川市民病院機構職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日  
規程番号 第 19 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第 16 条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の職員の勤務時間、休日及び休暇に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この規程において職員とは、就業規則の適用を受ける職員をいう。

### 第 2 章 勤務時間、休憩、休日

#### (勤務時間)

第 3 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間（土曜日から翌週金曜日までの 7 日間をいう。）

当たり 38 時間 45 分、1 日当たり 7 時間 45 分とする。

2 地方独立行政法人加古川市民病院機構育児介護休業規程（以下「育児介護休業規程」という。）第 24 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、理事長が定める。

#### (週休日)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとする。

#### (勤務時間の割り振り)

第 5 条 職員の始業及び終業時刻は別表第 1 のいずれかとし、理事長は、月曜日から金曜日までの 5 日間においてこれを割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の勤務割は輪番制により理事長が決定し、当該勤務月の前月末日前までに職員に通知する。

#### (1 か月単位の変形労働時間制)

第 6 条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、第 3 条から前条までの規定にかかわらず、月の 1 日から末日までの 1 ヶ月を平均して 1 週の所定勤務時間が 40 時間を超えない範囲で、特定された週において 40 時間、特定された日において 8 時間を超える、1 ヶ月単位の変形労働時間制による勤務をさせることがある。ただし、月曜日から日曜日の 1 週間において、勤務を要しない日を 1 日以上確保し、かつ、1 ヶ月における週休日及び休日について本項が適用されない職員と同一日数以上を確保するものとする。

2 前項の場合における各週、各日の勤務時間、始業及び終業時刻等については、当該勤務月の前月末

日までに指定する。

(週休日等の振替)

第7条 理事長は、業務のため必要がある場合においては、第4条の週休日及び第6条で指定された勤務を要しない日を、予め他の日に振り替えることができる。

(休憩時間)

第8条 職員の休憩時間は、勤務割に応じ別表第1のとおりとする。ただし、育児短時間勤務職員については、当該育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

2 休憩は、業務の都合により交替又は一斉休憩とする。

3 休憩時間は自由に利用することができる。ただし、法人の秩序を乱したり、他の者の休憩を妨げてはならない。

(時間外及び休日の勤務)

第9条 理事長は、業務のため必要がある場合においては、第3条の勤務時間、第4条の週休日又は第13条の休日に関する規定にかかわらず、労働者の過半数を代表する者との協定に定める範囲内において勤務時間を延長し、週休日又は休日に勤務させることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、労働者の過半数を代表する者との協定に定める時間の範囲内において勤務時間を延長し、週休日又は休日に勤務させることができる。

2 時間外、週休日又は休日の勤務を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

3 時間外勤務をさせ、当該勤務日の総勤務時間が8時間を超える場合、時間外勤務の途中に15分の休憩時間を付与するものとする。ただし、変形労働時間制の適用等により、既に所定勤務時間内において60分の休憩を付与されている場合はこの限りではない。なお、この休憩時間は勤務時間に含まない。

(非常時の時間外及び休日労働)

第10条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合においては、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(宿日直)

第11条 理事長は、業務のため必要がある場合においては、宿直又は日直による勤務を命ずことがある。

(時間外勤務代休時間)

第12条 理事長は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第60条第3項又は地方独立行政法人加古川市民病院機構医師給与規程（以下「医師給与規程」という。）第24条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第3項で定める期間内にある勤務日等（次条第1項に規定する休日及び同条第2項ただし書の規定により振り替えられた休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 3 第1項の期間は、給与規程第60条第3項又は医師給与規程第24条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 4 理事長は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（次条第1項に規定する休日及び同条第2項ただし書の規定により振り替えられた休日を除く。第6項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与規程第60条第3項又は医師給与規程第24条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第8項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
- (1) 給与規程第60条第1項第1号又は医師給与規程第24条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
  - (2) 育児介護休業規程第24条の規定により読み替えられた給与規程第60条第1項又は医師給与規程第24条第1項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
  - (3) 給与規程第60条第1項第2号又は医師給与規程第24条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 5 前項の場合において、その指定は、半日（育児短時間勤務職員を除く。以下この項及び第17条第1項において同じ。）又は1日（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が半日又は1日となる時間）を単位として行うものとする。
- 6 理事長は、第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第3項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 7 理事長は、職員が予め時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 8 理事長は、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

#### （休日）

第13条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の休日には、特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない。ただし、業務のため必要がある場合においては、理事長は、その休日を予め他の日に振り替えることができる。

### 第3章 事業場外勤務及び出張

#### （事業場外勤務及び出張）

第14条 理事長は、業務上の必要がある場合においては、事業場外勤務又は出張勤務を命ずることがある。

2 職員が法人の用務を帯びて、所定勤務時間の全部又は一部につき、事業場外又は出張で勤務する場

合であって、勤務時間の算定が困難な場合は、予め別段の指示をしない限り第3条に定める所定勤務時間を勤務したものとみなす。

- 3 前項の業務の遂行につき必要とされる勤務時間が、第3条に定める所定勤務時間を超えることが通常の場合は、労使による協定を締結して、当該業務の遂行に通常必要とする勤務時間を定める。
- 4 前項の規定により勤務する職員は、当該協定により定めた勤務時間を勤務したものとみなす。

## 第4章 休暇

### (休暇)

第15条 休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 療養休暇
- (3) 特別休暇（第20条から第30条までに規定する休暇をいう。）
- (4) 組合休暇

2 前項第1号から第3号までの休暇は、有給休暇とし、同項第4号の休暇は、無給休暇とする。

### (年次休暇)

第16条 職員（育児短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の年次休暇の日数は、20日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の年次休暇の日数は、採用又は復職した月に応じ別表第2に定めるところによる。

- (1) 5月1日以後新たに採用された職員
- (2) 次に掲げる事由により、4月1日に勤務しておらず、5月1日以後復職した職員のうち、前年度の出勤率が8割未満の職員
  - ア 就業規則第60条第1号、第3号又は第4号の規定に基づく休職
  - イ 地方独立行政法人加古川市民病院機構職員賞罰規程（以下「賞罰規程」という。）第8条の規定に基づく停職
- 2 育児短時間勤務職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。
  - (1) 斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斎一型育児短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
  - (2) 不斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員のうち、斎一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第3条第2項の規定に基づき定められた勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- 3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては第1項本文又は前項に規定する年次休暇の日数に第5項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては前2項に規定する年次休暇の日数に第5項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数又は第1項第1号の職員が当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては第1項ただし書又は前項に規定する年次休暇の日数か

ら当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときには、当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする齊一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が齊一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
  - (2) 育児短時間勤務職員以外の職員が齊一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不齊一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が不齊一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
  - (3) 齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齊一型育児短時間勤務を始める場合勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
  - (4) 不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齊一型育児短時間勤務を始める場合勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- 4 年次休暇は、職員が請求したときに与える。ただし、業務に支障があると認めるときは、他の時季に与えることができる。
- 5 第1項の年次休暇に残日数を生じた場合は、翌年度に当該残日数（当該年の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第3項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。）を繰り越すものとする。この項の規定により繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、前年度より繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

#### （年次休暇の単位）

第17条 年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として与えることができる。ただし、時間単位の年次休暇に1時間未満の端数が生じたときは、1回ごとに1時間とする。また、時間単位の年次休暇は1年度に5日の付与を限度とする。

- 2 半日を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、その2回をもつて1日とする。
- 3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて1日とする。この場合においては、第1号の職員にかかる4時

間をもつて半日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 育児介護休業規程第24条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数数
  - ア 育児介護休業規程第24条第1項第1号 4時間
  - イ 育児介護休業規程第24条第1項第2号 5時間
  - ウ 育児介護休業規程第24条第1項第3号又は第4号 8時間
- (3) 斎一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち斎一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斎一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち不斎一型短時間勤務職員を除く。） 8時間

#### （業務傷病等による療養休暇）

第18条 職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかったときは、その療養期間中は、療養休暇とする。

- 2 前項に規定する「業務により負傷し、若しくは疾病にかかったとき」とは、災害の生じた場所、時期及び職員が上司の指揮命令下におかれている状態の下で、その状態に起因して発生した負傷又は疾病の場合をいい、「業務による疾病」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に掲げられる疾病をいう。
- 3 業務傷病又は通勤傷病による療養休暇を受けようとするときは、予め、これを証するに足る医師及び所属長の証明等によって理事長の認定を受けなければならない。

#### （私傷病による療養休暇）

第19条 職員が業務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において、理事長は、医師の証明に基づいて、特に療養を要すると認定したときは、その療養期間中は療養休暇を与える。

- 2 前項の休暇は、次の期間を超えてはならない。
  - (1) 結核性疾患（医師の診断の結果、要療養者又は要休養者とされた場合を含む。） 6か月
  - (2) その他の私傷病 引続き90日（前項の休暇から復帰後1年以内に、再度、前項の休暇を取得する場合、前回の休暇取得時の疾病との因果関係の有無を問わず、再度取得した日の初日から起算して1年前までの日数と通算する。）
- 3 私傷病により療養休暇を受けようとするときは、予め医師の診断書等確実な証明書を提出し、理事長の認定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ提出できなかつた場合には、事後速やかに理事長の認定を受けなければならない。

#### （妊娠中の休暇）

第20条 妊娠中の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合においては、その請求により、妊娠中の休暇を与える。

- 2 前項に規定する妊娠中の休暇は次のとおりとし、1回につき、半日又は1日とする。
  - (1) 妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この条において同じ。）までは4週間に1回
  - (2) 妊娠7月から9月までは2週間に1回
  - (3) 妊娠10月から分娩までは1週間に1回
- 3 妊娠中の休暇を請求しようとするときは、医師又は助産師の出産予定証明書を提出しなければならない。

(妊娠中の通勤に係る休暇)

第 21 条 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められるときは、その請求により、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき、1 時間を超えない範囲内において、通勤に係る休暇を与える。

2 妊娠中の通勤に係る休暇を請求しようとするときは、予め所定の勤務時間の始め又は終わりにおける時間の配分を定め、医師又は助産師の出産予定証明書を提出しなければならない。

(産前産後の休暇)

第 22 条 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定の職員に対しては、その請求した日から産前休暇を与える。

2 産後休暇は、8 週間とする。

3 産前休暇は、出産当日を含むものとする。

4 産前休暇を請求しようとするときは、医師又は助産師の出産予定証明書を提出しなければならない。また、産後休暇を請求しようとするときは医師又は助産師或いは市区町村の出産証明書を提出しなければならない。

(出産補助休暇)

第 23 条 職員の配偶者が出産するときは、その請求により、出産日の前後 1 週間以内を通じ、2 日の出産補助休暇を与えることができる。

2 出産補助休暇は、1 日又は半日を単位として与えることができる。

(育児参加休暇)

第 24 条 職員の配偶者が出産する場合であつて、その出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求に基づき、当該期間内に 5 日以内の育児参加休暇を与える。

2 育児参加休暇は、1 日、半日又は 1 時間を単位として与えることができる。

(生理休暇)

第 25 条 生理日において勤務することが著しく困難である職員に対しては、その請求により、生理休暇を与える。

(育児時間)

第 26 条 生後満 1 年に達しない生児を育てる職員に対しては、その請求により 1 日 2 回それぞれ少くとも 30 分の育児時間を与える。

2 職員が育児時間を請求しようとするときは、予めその時間帯を定めてこれを請求しなければならない。

(結婚休暇)

第 27 条 職員が結婚するときは、その請求により、連続して 5 日以内の結婚休暇を与える。ただし、その期間中に週休日があるときは、その日は結婚休暇に含まないものとする。

2 結婚休暇は、やむを得ない場合を除き、予め父母又は媒酌人の結婚に関する証明書類等に、その期日及び日数を定めてこれを請求しなければならない。

## (ボランティア休暇)

第 28 条 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1 年度につき 5 日以内のボランティア休暇を与える。

- (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- (2) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって第 3 項で定める施設における活動
- (3) 前 2 号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護及び第 4 項で定めるその他の日常生活を支援する活動

2 前項第 1 号の相当規模の災害とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、被災地又はその周辺の地域とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、その他の被災者を支援する活動とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

3 第 1 項第 2 号の施設とは、次に掲げる施設とする。

- (1) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う施設（第 4 号及び第 8 号に掲げる施設を除く。）、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター並びに同条第 22 項に規定する福祉ホーム
- (2) 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する精神障害者社会復帰施設
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (6) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
- (7) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設
- (8) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する特別支援学校
- (10) 前各号に掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって理事長が定めるもの

4 第 1 項第 3 号のその他の日常生活を支援する活動とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他の直接的な援助をいう。

5 ボランティア休暇を請求しようとするときは、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする書類を提出しなければならない。

(忌引休暇)

- 第 29 条 職員の親族が死亡した場合においては、その請求により、忌引休暇を与える。
- 2 職員の忌引休暇の期間は、別表第 3 のとおりとする。
  - 3 職員の忌引休暇の日数は、理事長が承認した日から起算する。
  - 4 配偶者、1 親等の直系尊属及び直系卑属に当たる者が遠隔地で死亡したときは、往復に要する日数を忌引休暇に加算することができる。
  - 5 忌引休暇の請求には、死亡の事実を証明するに足る書類を提出しなければならない。
  - 6 次の場合には、忌引休暇を与えない。
    - (1) 病気その他事故等により休暇、欠勤等の期間中であるとき。
    - (2) 業務の都合により出勤を命じたとき。

(その他の特別休暇)

- 第 30 条 第 20 条から前条までに規定するもののほか、特別の理由がある場合においては、理事長は別表第 4 の基準により特別休暇を与えることができる。

(組合休暇)

- 第 31 条 組合休暇は、職員が理事長の許可を得て労働協約の規定に基づき労働組合の業務に従事する期間とする。
- 2 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1 年度につき 30 日を超えて与えることはできない。

(休暇の年度)

- 第 32 条 第 16 条、第 24 条、第 28 条及び第 31 条に規定する休暇の年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 5 章 雜則

(補則)

- 第 33 条 この規程の実施のための手続その他必要な事項は、理事長が定める。

(制定及び改廃)

- 第 34 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

## 附則

(施行期日)

- 第 1 条 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(引継職員の特例)

- 第 2 条 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により平成 23 年 4 月 1 日（以下「設立日」という。）付で法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程における休暇の取り扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 理事長の認定等を必要とする休暇について、設立日の前日以前に加古川市長の認定等が行われている場合、理事長の認定等があつたものとみなす。

(2) 1日を超えて与えられる休暇を設立日の前日時点で引き続き与えられており、かつ、与えられるべき日数が残っている者については、設立日をもって休暇の認可が与えるものとみなし、日数は設立日前に加古川市職員として与えられた日数を通算する。

(3) 第19条第2項第2号の適用については、加古川市職員として与えられた日数を職員として与えられたものとみなす。

2 引継職員が設立日の前日時点で加古川市職員として保有している年次休暇は、当該年次休暇が加古川市から実際に与えられた日に法人から与えられたものとして、前条の繰越しを行う。

(神戸製鋼所より移行した職員の特例)

第3条 加古川市と株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）との間における平成22年10月5日付事業譲渡契約により平成23年4月1日（以下「転籍日」という。）付で神戸製鋼所より法人に転籍した職員のこの規程における休暇の取扱については、次の通りとする。

(1) 1日を超えて与えられる休暇を転籍日の前日時点で引き続き与えられており、かつ、与えられるべき日数が残っている者について、同一の原因による法人の休暇制度が設けられている場合は、転籍日をもって当該同一原因による休暇の認可が与えられたものとみなし、日数は転籍日前に神戸製鋼所職員として与えられた日数を通算する。

(2) 転籍日の前日時点で神戸製鋼所職員として保有している年次有給休暇のうち、転籍日の前日の属する年度に付与された日数については、転籍日の属する年度に限り法人において使用できるものとする。

附 則（平成23年規程第42号）

この規則は、決裁の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表4の規定は平成23年6月1日から適用する。

附 則（平成23年規程第61号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

（規程の整備）

2 規程番号を平成23年第20号から第19号へ改める。

附 則（2022年6月1日）

（施行期日）

1 この規程は、2022年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間	実働時間
早出1	6:00	14:30	0:45	7:45
早出2	6:15	14:45	0:45	7:45
早出3	6:30	15:00	0:45	7:45
早出4	6:45	15:15	0:45	7:45
早出5	7:00	15:30	0:45	7:45
早出6	7:15	15:45	0:45	7:45
早出7	7:30	16:00	0:45	7:45
早出8	7:45	16:15	0:45	7:45
早出9	8:00	16:30	0:45	7:45
早出10	8:15	16:45	0:45	7:45
日勤1	8:30	17:00	0:45	7:45
遅出1	8:45	17:15	0:45	7:45
遅出2	9:00	17:30	0:45	7:45
遅出3	9:15	17:45	0:45	7:45
遅出4	9:30	18:00	0:45	7:45
遅出5	9:45	18:15	0:45	7:45
遅出6	10:00	18:30	0:45	7:45
遅出7	10:15	18:45	0:45	7:45
遅出8	10:30	19:00	0:45	7:45
遅出9	10:45	19:15	0:45	7:45
遅出10	11:00	19:30	0:45	7:45
遅出11	11:15	19:45	0:45	7:45
遅出12	11:30	20:00	0:45	7:45
遅出13	11:45	20:15	0:45	7:45
遅出14	12:00	20:30	0:45	7:45
遅出15	12:15	20:45	0:45	7:45
遅出16	12:30	21:00	0:45	7:45
遅出17	12:45	21:15	0:45	7:45
遅出18	13:00	21:30	0:45	7:45
遅出19	13:15	21:45	0:45	7:45
遅出20	13:30	22:00	0:45	7:45
遅出21	8:30	20:45	1:00	11:15

準夜1	16:30	25:00	0:45	7:45
準夜2	17:00	25:30	0:45	7:45
深夜1	24:30	33:00	0:45	7:45
夜勤1	16:30	33:00	1:00	15:30
夜勤2	16:00	33:00	1:30	15:30

夜勤 3	20:00	33:00	1:00	12:00
夜勤 4	8:30	25:30	1:30	15:30

別表第2（第16条関係）

月	日数	月	日数	月	日数
5月	18日	9月	12日	1月	5日
6月	17日	10月	10日	2月	3日
7月	15日	11月	8日	3月	2日
8月	13日	12月	7日		/

## 別表第3(第29条関係)

忌引日数表

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	同 卑属（子）	7日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	同 卑属（孫）	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1親等の直系尊属	3日
	同 卑属	1日
	2親等の直系尊属	1日
	2親等の傍系者	1日
	3親等の傍系尊属	1日

## 備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

## 別表第4(第30条関係)

その他の特別休暇基準表

理由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
3 職員が裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
4 職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合	同上
5 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	同上
6 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	年度内の期間において5日以内
7 毎年4月1日において勤続15年、25年及び35年の永年勤続した職員が心身のリフレッシュ並びに健康の維持及び勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続15年経過者については連続して3日以内、勤続25年経過者及び勤続35年経過者については連続して5日以内
8 その他理事長が必要と認める場合	必要と認められる期間